

令和3年度 社会福祉法人輝陽樹会 事業計画

I. 概要

令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により世界を揺さぶり不確実性は高まっており、先行きへの不透明感は増しています。

令和2年度は感染拡大を受け2度目の緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルスによる不安と不況と不便が極まって経営環境が大きく揺れ動き試練の一年であった。介護現場は厳しい状況が続き、感染拡大で利用者の行動や介護サービスの利用の仕方は様変わりしました。感染症の勢いはなお衰えず、高齢者はコロナに感染すると重症化しやすいとされ、職員が濃厚接触者となる介護の人手が足りなくなりコロナへの対応は、長期に及ぶことが予測される。

新型コロナウイルス感染症の長期化を見据え介護の現場ではさらなる業務改善や組織力強化の必要に迫られている中で、感染症予防策に配慮しながら厳しい状況を乗り切って以前とは全く異なる新常态（ニューノーマル）の環境下でどう当施設の運営をカジ取りするかが問われている。

令和3年度は、新型コロナウイルスに関する課題も山積する中、事業継続に係る負担が大きい年度となる可能性が高い。コロナ後初の2021年度介護報酬改定となり5本柱が大きなテーマに据えられました。当法人はこの報酬改定の動向にも目配りしながら、今後の福祉ニーズ等の横断化、包括的な福祉サービスの提供、業界再編が進む介護において将来にわたり事業を発展させるためには、長期的な方向性を見据えた事業運営と今後の事業の方向性を見きわめる重要な年度としての視点から事業展開を自らの経営戦略の取組みを推進していく必要があります。

この1年の教訓と知見を生かし、最悪の事態を想定した「次への備え」を急がなければならぬと考えます。

II. 輝陽樹会・ベテラン館の名前の由来

1. 輝陽樹会

- (1) 人生のベテランの方々に最後まで輝く生活を送り続けて頂きたい。
- (2) 働く職員が人生のベテランの方々の笑顔を頂くことで、心地良い陽の光が当り働くことに自信と誇りが持てる場所となり施設をつくります。
- (3) 利用者様に寄り添い、寄りかかっていたいただけるよう、大地に深く根付く樹、となってサービス提供をします。

法人に関わる全ての皆様に陽が当たり末永く多幸続くよう命名しました。

2. ベテラン館

「経験豊富な」「熟達した」という意味を持ちます。

人間になぞらえると「経験を積む」ということは「年齢を重ねる」ということになります。年長者の方々よりたくさんのことを学び、それを活かし、よりよいケアの提供を行いたいとの思いから「ベテラン館」と命名いたしました。

III. 法人理念

－安心・安全・安定－

私達は利用者の皆様に「そこに人がいて人として接すること」の精神と、「安心」「安全」「安定」を持って、すべての職員が笑顔、心通じ合い施設運びを通して、幸せで生きがいに満ちた豊かな生活に貢献いたします。

1. 心と生きがいについて、全職員が共通理解をして、利用者さま個々に対応します。
利用者さまが孤独感を持たぬよう、個性を尊重しながら、共生する生活環境をつくります。
2. いろいろな機会を活かして、内外の交流を盛んにし、利用者さまが社会的存在を実感できるよう図ります。
3. 高齢者が持つ不自由・不要・不安・恐怖・イライラ等、親身になって解消に努めます。
4. すべての職員が明るく、愛情細やかで、利用者さまと心通い合う施設運営をします。
5. ベテラン館はご家族さまと協力して、利用者さまの大切な時間を活かします。

IV. 事業概要

1. 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームベテラン館（介護老人福祉施設ユニット型）

所在地：埼玉県所沢市大字下富1011番1

定員：80名 事業開始：平成28年11月1日から

2. 第二種社会福祉事業

特別養護老人ホームベテラン館（短期入所生活介護）

所在地：埼玉県所沢市大字下富1011番1

定員：20名 事業開始：平成28年11月1日から

V. 法人経営目標及び事業方針と重点的な取り組み

1. 法人経営目標

- (1). 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応
- (2). 役員（理事・監事）の任期満了に伴い役員を選考と選任の決議と承認
- (3). 介護保険サービスの料金体系の対応と経営基盤の強化の義務付けへの取組
- (4). 法人の事業展開による規模の拡大における更なる経営基盤の強化の方向性

- (5) 併設診療所の開設の認可への事前協議と推進
- (6) 地域福祉施策と連携した事業運営と社会に貢献

2. 事業方針と重点的な取り組み

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

利用者の方々やその家族の生活を継続する上で十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供することが重要である。

コロナへの対応は、長期に及ぶことが予想され介護現場の負担感も深刻である。

高齢者施設などのクラスターの多発が背景にあるとして、勤務する職員などの感染対策の重要性が指摘されている。感染を防ぐため介護施設での面会制限を一定の条件のもと各施設の判断に委ねられ新しい生活様式に対応した面会、交流の在り方に知恵を絞っていきたい。

厚生労働省から「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日付)に一部改正(令和2年10月15日付)と「介護職員のための感染対策マニュアル(令和2年10月)」「介護現場における感染対策の手引き(第1版)」を周知徹底して、流行下でも事業を安定的に継続できるようにする中で、感染防止対策の徹底や研修、計画づくりと、就労環境の改善が求められる。ロボットやセンサー、ITを活用し職員の業務負担の軽減につながる職員の処遇改善に取り組んでまいります。

その感染拡大や重症化などを予防するためにワクチンの接種が日本でもスタートしました。ワクチンは今この状況において、重症例・死亡を減らすことを一番の目的としています。

(2) 役員(理事・監事)の任期満了に伴い役員を選考と選任の決議と承認

役員(理事及び監事)の任期満了に伴い、定款第19条の役員任期の規定に基づき、理事会における役員選考の決議と評議員会における役員選任の承認を求められています。理事会は社会福祉法人の業務執行機関として、理事会を構成する理事が相互に十分な議論することが必要とされています。

(3) 介護保険サービスの料金体系の対応と経営基盤の強化の義務付けへの取組

4月に改定される介護報酬は、すべてのサービスの基本料を引上げ(9月までの半年間は感染症への対策として基本料をさらに0.1%上乘せ)に伴い、利用者の負担増に伴う通知、感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを継続して提供できる体制作り、介護人材確保と介護職員の処遇改善、業務継続計画の作成や研修の実施、訓練の実施への取り組みを強化する。

- ① 寝たきり予防対応(自立支援促進、床ずれ予防措置)
- ② みとり介護の対象期間対応

③ 認知症対応（受講の義務付けと体制の強化）

また、感染防止策を講じるために業務量が増え人手不足で運営に行き詰まる懸念の中で、新型コロナウイルス禍で失業した人を中心に他業界から介護の職に就く人を支援する新たな制度等人材確保に向けて取り組んでいきたい。

同時に、改正高年齢者雇用安定法が4月に施行される中で、慢性的な人材不足から定年制を廃止するか、定年を繰上げるか、定年後に再雇用し継続を続けるかなどの対応をシニア人材が持つ介護技能や経験を生かす有益な対応をとる必要がある。

(4) 法人の事業展開による規模の拡大における更なる経営基盤の強化の方向性

当法人の安定的な経営の確保の観点から、令和2年度の老人福祉施設の県中圏域（桶川市）の特別養護老人ホーム整備計画に設立計画書を急遽9月に提出したが、計画を認めないものとするとの審査結果となった。

令和3年度においても、整備計画の機会があれば設立計画書の提出に挑戦したい。また、地域福祉を支える社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化し、大規模化や協働化を検討し、法人間連携や合併及び事業譲渡等の事業展開についても厚生労働省の事業展開に係るガイドラインに基づき、法人所轄庁の所沢市に事前相談と並行して事業継続の可能性を図っていきたい。

(5) 併設診療所の開設の認可への事前協議と推進

利用者の健康観察する体制は、非常勤医師4名が交代で入所者の健康をチェックし看護師が実施する健康観察記録を確認し必要に応じて対応している。

一方、利用者への医療ニーズに対するサービス提供を可能とする特養施設を目指すために、併設診療所の開設に向けて医療のあり方の明確化と医療的ケアの実施と体制を実現したい。

そのためにも、埼玉県、所沢市、西部福祉事務所、狭山保健所等に事前協議を推進し、社会福祉事業の第二種的生活困窮者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営を実現したい。

(6) 地域福祉施策と連携した事業運営と社会に貢献

下富地域や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と共に、地域における福祉施設としての役割を担っていく。地域福祉の向上に欠くことのできないボランティアの受入れについては、オープンな施設へ積極的に取り組んでまいります。

また、地域と関わり学校（大川学園・秋葉学園等）とのコラボにより、介護職を目指す学生や職場体験、福祉体験などの研修機関として介護の現場を身近に感じていただき、世代を超えた交流の場をご提供していく。

地域の独居高齢者の支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供していく。

Ⅶ. 評議員会・理事会等の運営

社会福祉法の適正な運営を行うため、定款及び定款施行細則の規程に基づき評議員会・理事会を次の通り開催します。

新型コロナウイルス感染拡大が続く中では、開催省略の決議やテレビ会議等を利用し評議員会・理事会も適時実施の方向です。（令和2年3月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」）

また、令和3年度は役員（理事・監事）の任期満了に伴い役員を選考と選任の決議と承認及び理事長の重任が求められています。

1. 社会福祉法の適正な運営を行うため、定款及び定款施行細則の規程に基づき評議員会・理事会を次の通り開催します。

（1）評議員会及び理事会の開催予定

- ① 令和3年6月3日 理事会開催
令和2年度事業報告及び決算報告、監事監査結果報告等
任期満了に伴う役員（理事・監事）の選考決議
- ② 令和3年6月18日 最初の定時評議員会開催
令和2年度事業報告、令和2年度決算報告等
任期満了に伴う役員（理事・監事）の選任承認
- ③ 令和3年6月18日 理事会開催
理事長の選任決議
- ④ 令和3年9月16日 理事会開催
理事長の職務の執行等
- ⑤ 令和3年12月16日 理事会開催
理事長の職務の執行等
- ⑥ 令和4年3月10日 理事会開催
令和4年度収支予算、事業計画等、令和3年度補正予算
- ⑦ 令和4年3月25日 評議員会開催
令和4年度収支予算、事業計画等、令和3年度補正予算

2. 監事の権限と義務

監事は、理事の業務遂行・職務執行及び財産を監査する役割を担い、法人全体の経営の適切性について監査報告を作成します。主な職務は、業務監査（規程の整備状況、役員・理事会・評議員会、人事管理、施設運営、福祉サービスの向上に関する事項）と会計監査である。

・令和2年度決算に関する監査 令和3年5月20日

3. 据え置き、閲覧

社会福祉法に伴い、次の計算書類等・財産目録等を事務所に据え置きます。

- (1) 計算書類等（計算書類、事業報告、これらの附属明細書、監査報告）は、理事会の承認を受けた後、定時評議員会の2週間前の日から、主たる事務所に5年間備え置き
- (2) 財産目録等（財産目録、役員名簿、報酬等の支給基準を記した書類、事業概要その他省令で定める事項を記載した書類）については、定時評議員会の承認を受けた上、主たる事務所に5年間備え置き

4. 公表

インターネットの利用により、上記3.の据え置き、閲覧の書類等や定款の変更の内容を遅滞なく公表します。

5. 随意契約による1年契約の業者及び価格見直し

随意契約の1年契約とすることに対する契約見直しを実施する。

対象は、

「日用品、寝具レンタル、産業廃棄物収集、食事委託、紙おむつ、私物洗濯。」

6. 職員計画

厚生労働省は、新型コロナウイルス禍で失業した人を中心に4月から他業界から介護や障害福祉の職に就く人を支援する新たな制度を始めると発表した。

人材確保に苦勞している介護業界では慢性的な人材不足が深刻化している。

当施設においても、感染などにより職員が不足するなど、もしもの備えを厚くすることは不可欠であり、そもそも介護の現場は処遇の低さもあり感染対策により現場の負担は増している中で人材確保に向けた取組は重要である。

■在籍状況（実績＝R2年9月30日現在、4月3月＝R3年度期首と期末の計画）

職名	実績	4月	3月	資格	備考
理事長兼法人本部長	1	1	1	介護福祉士	
理事兼事務長	1	1	1	介護福祉士	法人本部及び施設の事務長
施設長	1	1	1	介護支援専門員/社会福祉主事任用	理事
嘱託医（兼産業医）	4	4	4	医師	非常勤
医務室 係長	1 2	1 3	1 3	正看護師 〃	常勤 常勤

	2	3	3	〃	非常勤
	6	5	5	准看護師	常勤
	4	5	5	〃	非常勤
包括ケア推進課					
課長	1	0	0	介護支援専門員/介護福祉士	常勤
主任	1	1	1	介護支援専門員	常勤
副主任	1	1	1	〃	常勤
	1	1	1	社会福祉士/介護福祉士/介護支援専門員	常勤
	2	2	2	管理栄養士	常勤
	2	2	2	理学療法士	非常勤
		1	1	柔道整復師	常勤
生活ケア課					
課長	1	1	1	介護福祉士	常勤
管理者・係長		1	1	介護福祉士/介護支援専門員	常勤
係長	2	2	2	介護福祉士	常勤
主任	1	1	1	〃	常勤
副主任	3	2	2	〃	常勤
	21	22	21	〃	常勤
	6	6	6	〃	非常勤
	5	5	4	介護職員	常勤
	3	2	2	〃 (外国人留学生)	非常勤
事務課					
課長	(1)	(1)	(1)		兼務事務長
	2	2	2	事務員	常勤
合計	82	84	82		
常勤	56	57	55		
非常勤	26	27	27		

*介護老人福祉施設事業と短期入所生活介護事業兼務

VIII. 特別養護老人ホームベテラン館の施設運営

1. ベテラン館の概要

今年度の施設運営の実施にあたり、引き続き、利用者の安心・安全、安定を確保し、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、安定した財政基盤の確立、サービスの担い手である人材の確保と育成、新型コロナウイルス感染予防策が重要視されており、対策を行いながら事業継続を行うことが重点目標です。

前年度に引続き、利用者の安全で快適な利用環境を維持するため、利用者にあった環境整備への取り組みを行い、また、防災・減災に関する備えや職員教育を行う。

利用者満足度の高いサービスを提供するために、専門的技術向上など、職員の資質向上のため、職場内外の研修を実施するとともに感染症予防対策の訓練を実施し、万が一感染症（コロナウイルス等）が発生しても継続してご入所者のケアに当たれるよう万全の準備を行います。また、今年度より介護保険法改正に伴い、安全対策が重要視されております、これまでに行われていた、事故発生予防委員会、事故発生防止に関する研修を充実してご入所者に適切なサービスを提供するよう努力します。

安定した財政基盤の確立を図るため、引き続き、資金管理や人員管理及び物品調達などにおいて法人として一元的な管理・運営を行いコスト削減に向けて努力する。

また、人材確保については、引き続き職員紹介制度を利用し、施設基準に必要な人材を確保し、人材の育成に努めます。本年度も役職員一体となり利用者の皆様や地域の方々から喜ばれる施設運営に向け努力してまいります。

2. 事業計画

法人登記	平成 27 年 8 月 10 日
開設年月日	平成 28 年 11 月 1 日
事業所名	特別養護老人ホームベテラン館
事業内容	特別養護老人ホーム/短期入所生活介護（ショートステイ）併設
事業規模	特別養護老人ホーム 8 ユニット（1 ユニット 10 室）利用定員 80 名 ショートステイ 2 ユニット（1 ユニット 10 室）利用定員 20 名
開設場所	埼玉県所沢市大字下富 1011 番 1
敷地面積	2,999.00 m ²
建物構造	延べ床面積 4,331.04 m ² 鉄骨造陸屋根 3 階建

3. 事業運営基本計画

社会福祉法人輝陽樹会の理念に基づき、入所者の自己決定の尊重、自立支援、入所者主体の援助に努める。ユニット型の特長である全室個室を活用し入所者にとってご家族や友人、近隣の皆様が気楽に訪問できる施設を目指し、ユニット、居室が暮らしの場となるよう、職員自身も環境の一部であることを念頭に置き、落ち着いた

た生活環境づくりに努める。提供するサービスについては入居者、ご家族の同意を得た上、看護職、介護職等の各職種共同で援助を行い、入所者の QOL の向上を目指します。

入所者の日常の健康管理から緊急時の対応等を協力病院と連携し、入所者にとって最適な提供ができるような運営体制の構築に努める。また、サービス提供時の事故を未然に防止できるよう、発生した場合の早期対応も含めたリスクマネジメントの充実を目指します。また、地域社会に対して、地域に貢献できるよう充実したサービスの提供に努めます。

4. 事業目標

(1) 利用稼働率 98.0%以上確保する。

①入退所検討会議を円滑に行い、退所者が出てから速やかに次の入所者を迎えるために体制を整備する。

②入所者の健康管理を行い心身の状況の変化と感染症や事故予防策を強化するとともに早期発見の対策を講じ、空床を作らない努力をする。

(2) より良いサービスの提供と運営ができるよう加算体制の維持・発展を目指す。

(3) 利用者ニーズに応じていけるよう各職場でサービスの向上に努める。

(4) 管理職は専門職として知識と技術を磨き人材育成と職員の介護へのやり甲斐に積極的に取り組みを行う。

(5) 一般職員は接遇マナー教育を管理職から教わり自身が強化し、利用者の権利擁護と、身の回りの整理整頓に努め、快適で楽しい生活が送れるように支援する。職員全員が専門的な知識と幅広い対応能力を養う。

(6) 令和2年6月より日常生活継続支援加算の算定を開始し1日当たりの利用単価が大幅に増加した。しかし、これに伴い、1～3段階のご入所者が増えたことに伴い居住費・食費の1日単価平均が減少しました。また、令和2年4月より介護職員等特定処遇改善加算の算定を開始いたしました。介護職員を含む多くの職員の処遇を改善が出来るようになりました。今年度も適切に職員の処遇改善に取り組みます。

(7) 令和3年度は介護保険法改正があり、改正の中心は厚生労働省へのデータの提出です。当施設は、介護記録請求ソフトは既に提出できる機能があり今回の改正での厚生労働省へのデータ提出が可能です。ただし、令和2年度では提出を想定して介護ソフトへの入力をしていないため、一部の機能が使用できない状況にあるのでデータ提出が出来るよう適正な場所に入力をするように職員を指導し、運用するよう努力する。

5. 施設運営の組織の課題と目標

(1) 各部門の課題と目標

①生活ケア課（細井課長）

コロナ禍の中、一部職員不足が断続的に続いているユニットもあり職員が一丸となり業務を行う現状で、施設内・外部研修が困難であるため、施設内で出来る範囲内で研修や指導にあたる。

- ・利用者個々の 24 時間シートを作成する。

ユニットリーダー研修修了者は昨年と変わらず 4 名で、すでに 24 時間シートを完成させ活用しているユニットもありますが、昨年に引き続き全ユニットの 24 時間シートの完成と活用に至るまで各ユニットリーダーの指導を目指す。

- ・他部署との連携

ケアプランを基に介護・看護・リハ・栄養課との連携を密にし、利用者がその人らしく生活していけるように生活の支援をしていく。また、お看取りでは自分らしく安らかに、穏やかな最期を迎えられるよう各部署と連携を図る。

- ・事故防止

介護事故の軽減、防止に努めるよう事故報告書の内容を周知し職員の意識を高める。介護リスクにおける発生予防策と再発予防策が組織の中で継続的に行えるよう構築する。場合により防犯カメラを利用して状況の分析を継続していく。

②医務室（田邊係長）

- ・情報共有を常に行い、より良い看護ケアを提供する。

利用者様の中にはハイリスクの方がおり、看護師の高いアセスメント能力が求められる。他職種から利用者様について困っている事（症状・周辺症状）を確認。収集した情報を基に医師や他部門に状況の発信を率先して行う。

これらを行うことによりより良い看護ケアの提供につなげる。

- ・看護職員それぞれの目標を設定して、スキルアップを図る。

現在看護職員 9 名（正看護師 4 名・准看護師 5 名）係長を中心に指導。

リーダーの役割の職員 1 名の協力を得て行っていく。

各個人年間目標を上げモチベーションの向上につなげる。

目標管理→令和 3 年度より人事考課表に変更、面談年 1 回、4 月に自己目標を設定。

- ・看取り介護の理解を深める。

平成 30 年度より看取り介護を行っているが、周知があまりされていないのが現状であった為、看取り介護の流れ（フロー）を医務課で令和 2 年に作成。

看取り介護の流れを全職員へ周知・徹底、スムーズに看取り介護が行えるよう医務課が采配していく。

コロナ禍の中で、感染予防を徹底、スタンダードプリコーションを全職員に周知、徹底を図っている。ユニットへの訪問もフローア担当毎に極力限定し、

万が一感染者が発生した場合追跡が出来る様、また発生時はマニュアルにそって対応する様対策している。

③包括ケア推進課

包括ケア推進課は、生活相談支援（相談員・介護支援専門員）、栄養管理（栄養士）、機能訓練（機能訓練士）があり、目標等は下記の通りです。

●生活相談支援（新井相談員）

- ・安定した施設運営。

申込者数を増やすために、定期的に近隣の医療機関・居宅介護支援事業所等にパンフレットを送付し、待機者の獲得に努めます。地域の実情を把握することに努め、地域の利用者のニーズにあった施設の在り方を追求します。

- ・スムーズな入退所の受け入れ体制を作る。

入居の申込みは窓口対応を原則とし、申し込みと同時にアセスメントし、早期に事前調査を実施することで入所希望者の確保に努めます。

- ・ご家族に対し、きめ細やかな情報を提供し、信頼関係の強化に努めます。

熱発や体調不良時など、入所中のようすに変化が見られた時など、詳細な状況を適時連絡することで、ご家族との連携強化をはかりコミュニケーション構築に努めます。関係部署に情報提供を行うことで、一貫したケアを目指します。

- ・施設での生活状況をわかりやすく説明します。

カンファレンスで挙げられた議題や生活状況について説明し、ご家族の意向や要望を反映した施設サービス計画書を作成します。

- ・入院中のご入所者の状態把握に努めます。

入院先の相談員と積極的にコミュニケーションを図り、入所者の状況を適宜把握し、退院と同時に受け入れ体制が取れるようにします。また、状態が大きく変化された場合や、常時の医療行為の必要性などにより今後特別養護老人ホームでの生活が困難になってしまった場合には、ご家族が不安にならないよう転院について支援します。

●栄養管理

利用者に提供する食事、特に嚥下困難者に対するソフト食の質にムラがあり、厨房業者と協議を行っているところですが、いまだ不完全な状態にあります。また、必要な帳票類も未整備なものも残っておりますので、点検しながら改善して参ります。

一方、管理栄養士による「おやつレク」は恒例となり、利用者のレク（機能訓練）の一環としても有用となっておりますので、今年度も続けて参りたいと考えております。

●機能訓練

常勤の柔道整復師、非常勤の理学療法士 2 名が協働して機能訓練計画に沿った

機能訓練を行い利用者の QOL 向上に努めます。また、介護保険法の改正に伴い機能訓練の分野は、加算項目が増えるとともに内容の見直しが必要となります。情報収取をして取れる加算を出来る限り算定するよう努力します。

5. 処遇内容

上記の目標の達成のために、次の内容で援助を行う

(1) 利用開始時のオリエンテーション

利用開始時に本人及び家族の状況・利用にいたる動機等を十分理解するとともに、事業所の処遇内容等の情報を正確に提供する。家族関係がサービス利用後においてもご家族への説明・見学等で良好に継続できるように援助する。

(2) 日常生活の介護・援助

画一的な処遇に陥りやすい危険性があるが、利用者個々がもっている身体的・精神的能力を維持できるように努めるとともに、個々の不安に対してカンファレンス・モニタリングの実施を通じて適切な援助を図り個々の自立性を高めるように努める。また、職員による創意あふれる処遇計画により様々な援助を実施する。

(3) 認知症入所者の対応

認知症を有する利用者は、不安から様々な行動が現れることを念頭に置き、ユニット内や食堂居間を家庭的な雰囲気にする事で落ち着いた心身状況を作るように心がけ、アセスメント実施や職場研修を通じて計画、観察、評価、記録などを徹底する。

(4) 身体拘束廃止の取組

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者の QOL を根本から損なう危険性を有している。身体拘束によって、身体機能が低下し寝たきりにつながるおそれがある。

これらを踏まえ会議の開催や研修会への参加を通じてマニュアルに沿った取り組みを行い、常に必要性を確認し身体拘束ゼロを実現維持するよう努める。

(5) 虐待防止

高齢者に対する虐待は家族や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権課題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、会議の開催や研修会への参加等によって、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、高齢者虐待の防止に全力で取り組みます。

(6) 健康管理

利用者の疾病を十分に配慮し、疾病から発生する様々な問題に対して医師、協力病院と連携を図りカンファレンスの実施や機能訓練を通じて日々の健康管理・施設内感染の防止・予防接種の実施、疾病の早期発見、早期治療に取り組んでいきます。夜間につきましては、看護職員の夜勤体制を継続、協力病院等との連携で緊急時でも素早く対応できるよう努めます。また、設備・備品等の衛生管理に努

め、医薬品・医療器具の管理を適正に行い感染症の発生、蔓延を防止するために必要な措置を講じます。

(7) 各種行事・レクリエーション等

日常生活においてレクリエーション活動は各人の連帯感・協調性を養うばかりでなく、生活に明るさと潤いを持たせるうえで大きな役割を果たす。実施にあたっては年間行事作成、職種連携によって計画・実施・評価をし、身体的・精神的状況を充分考慮した上で入所者が簡単に参加できるように努める。

(8) 家族交流

特別養護老人ホームベテラン館に入所したことによって、家族と離れて生活することから生ずる精神的・心理的不安の解消に努める。具体的には面接時に情報提供等によって家族及び入所者が安心して生活できるように相互理解を深め家族交流を援助していく。また、新型コロナウイルス感染拡大時（緊急事態宣言発出時等）にやむを得ず家族等面会を制限している時には、ITC等の機材等を使用して家族等との繋がりが持てるよう努める。

(9) 栄養・給食

食事は楽しみの一つであり、自己主張・表現の出来る場として、個別ニーズが強調され、より個別処遇の大切さが求められる。個人の習慣への対応や食べる楽しさの提供、食事の雰囲気づくりなどに配慮し、個々の嗜好を加味した食事提供を行う。

当施設では、調理された食事を適切な衛生管理、温度管理の下に食中毒の予防、厳格な衛生管理を行います。また、行事食を各フロアにて1か月に一度の割合で実施する予定です。利用者の病状や体調・残存機能に合わせた食べやすい献立、形態、嗜好にも十分配慮して提供いたします。月1回実施する給食委員会で施設長・栄養管理士・看護師・ユニットリーダー・委託会社責任者等の多職種共同による栄養マネジメント、カンファレンス、個別聞き取り、嗜好調査、喫食量調査、環境整備、栄養指導にも積極的に取り組みます。

(10) 防災計画

施設管理で最も重要な事項は、入所者を災害から守ることである。そのため火災を出さないを基本に置き、火の取扱い及び使用後の確認に特に注意を払い防火に努める。

火災に限らず、地震発生時などについても、特に夜間における避難介助の方法及び消防署との連携体制を避難訓練等の実施において、強化確立を図り、職員、利用者の防火意識の高揚に努める。

具体的には、

1. 出火防止、災害防止のため防火設備の点検管理を行い、不備欠陥の内容安全確保に努める
2. 発生時に被害を最小限に止めるため、消防機関指導（年2回）を要請し、消

防訓練等をおこなう

3. 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し非常食・水・懐中電灯・ラジオ等の常備、施設内外の危険個所の把握、点検等防災対策の徹底に努める

4. 法人内で緊急連絡網を作成し非常時には迅速に対応します

(11) 事故防止対策

質の高いサービスを提供することを目標に、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し組織全体で介護事故の防止に取り組みます。介護従事者は常に危機意識を持ち入居者の安全を最優先する介護を徹底します。介護行為においては、確認・再確認作業を徹底し事故防止を図ります。

また、安全管理体制を組織化するための事故発生の防止のための指針をしっかりと定め、指針にのっとり事故防止のための職員研修に関する基本方針の策定、介護事故（インシデントも含む）報告制度の導入を行い、常に組織として改善策を職員に周知徹底する体制を整備することで介護事故防止、事故再発を防止します。具体的には、定期的な委員会及び事例検討会の開催（事例の収集、カメラを使った分析、再発防止策の検討・策定・防止策の実施・防止対策実施後の評価）を行います。

(12) 感染対策

感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場所で、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識する必要がある。

施設において感染症・食中毒を予防する体制を整備し、日頃から対策を実施するとともに、発生時には迅速で適切な対応に努める。

具体的には、うがい・手洗い等の実施、感染症及び食中毒まん延防止委員会の開催、研修の開催を行います。

(13) 職員の連携

職員個々の専門性を高めることはもとより、個々のケースに対し、同一の処遇が行えるように個別処遇計画に基づき、職員間の連絡・報告の場として、各種リーダー会議やユニットリーダー会議及び委員会の開催、研修の開催、カンファレンスの実施等において、さらに日常業務において情報の共有化を図る。

(14) 職員教育及び生活支援体制

介護の質の向上を図るために、職員研修の機会を施設内実施だけでなく、外部研修の参加も促します。加えて介護職員育成のため、実習生の受入も行います。

①職員は利用者の希望、必要としていること、苦情等を積極的に傾聴し個別介護計画に反映します。

②職員は利用者やその家族の個人情報を守秘する義務を厳格に守ります。

③職員は利用者が地域との交流を円滑に行えるよう行政、自治会、老人会、ボラン

ティア、介護事業所と連携し、地域の行事等の情報収集や地域交流の積極的な参加を促します。

(15) 情報提供

施設において、ホームページを作成し、更新作業を本来業務に位置付け、開かれた施設を目指す。また、昨年度より活動を開始した IT 委員会を中心に適宜更新して、施設の情報を内外に流していく。

(16) 業務の点検

現状の各部門の業務を随時見直し、利用者一人ひとりに合った生活支援を目標とし、各職員が協力し実施していくように心がける。

(17) 地域交流の推進

地域の高齢者介護の拠点として、地域住民と共に歩む施設となるように、地域の介護力の強化のための講習会、可能な限り利用者が散歩や花見、買い物、地域の行事やお祭り等で地域に出かけ、地域住民と触れ合う機会をつくります。

具体的には、富岡まちづくりセンターの富岡福祉プロジェクト会議・住民懇談会に参加し、また、十四軒自治会の十四軒天王様夏祭りに積極的に取り組んでまいります。

学校法人秋草学園秋草学園高等学校で実施されるボランティア授業一環として行われる職場体験の受入れを令和元年度より行いましたが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス対策の為、ボランティア授業が中止になり行うことが出来ませんでした。今年度は、新型コロナウイルス及びその他の状況を分析しながら出来る限り受入を行っていきたいと考えております。

(18) 個人情報の取扱い

利用者又は、家族について知り得た情報を正確な理由なく、事業者、介護従事者が第三者に漏洩することがないように、必要な措置を講じ防止に努めます。

(19) 苦情解決の取組

施設が提供するサービスに係る利用者からの苦情の解決について、適切な対応を図り、利用者及び家族の信頼に応えるとともに、利用者の権利を擁護し、サービスの向上に努めます。

(20) 入所者の目標（標準的な日課）

当施設はユニット型なので、24 時間シートの活用を進め、個別ケアに力を入れています。下記の表は、各ユニットの標準的な日課（ケア）の内容です。

(20) 入所者の目標（標準的な日課）

当施設はユニット型なので、24 時間シートの活用を進め、個別ケアに力を入れています。下記の表は、各ユニットの標準的な日課（ケア）の内容です。

時間	日課	時間	日課
7 : 0 0	起床・洗面・着替え	1 5 : 3 0	余暇活動
7 : 2 0	お茶	1 6 : 0 0	排泄介助

7 : 3 0	食堂への誘導・移動	1 7 : 3 0	食堂への誘導・移動
8 : 0 0	朝食・口腔ケア	1 8 : 0 0	夕食・口腔ケア
9 : 0 0	排泄介助・ 入浴 (月・火・水・木・金・土)	1 9 : 0 0	洗面・着替え
1 1 : 0 0	余暇活動		
1 1 : 3 0	食堂への誘導・移動	2 0 : 0 0	排泄
1 2 : 0 0	昼食・口腔ケア	2 1 : 0 0	消灯
1 3 : 0 0	入浴 (月・火・水・木・金・土)	以降1時間毎の見回り	
1 4 : 0 0	排泄介助	2 4 : 0 0	おむつ交換
1 4 : 3 0	余暇活動	4 : 0 0	おむつ交換
1 5 : 0 0	おやつ		

※排泄は個別ケアの為時間をご入所者毎違います。

①余暇活動等

利用者一人ひとりが如何に心豊かな日々を送ることができるかを常に考えながら、日々業務を行う。良好な人間関係や快適な居住環境の提供、年間行事など様々な観点から利用者の幸せに応じていけるよう努力する。

②排泄

排泄用具や排泄時間の見直しを継続する。利用者の身体的機能を維持しながら負担のかからない尊厳とプライバシーを守り介助方法を考えていく。介護・看護と連携を取りながら排泄のチェックを行い健康管理の徹底を図る。

③入浴

安全に実施することは前提に、利用者にとって心身ともに快適な入浴にしていく。介護・看護と協力し、日々の健康状態を観察し個々の利用者にあった入浴方法を職員に指導し健康管理を図る。利用者の意見や要望・苦情など傾聴し、入浴方法や時間・用具の見直しを継続していく。

④食事

利用者にとって、食事がおいしく楽しいものとなるように、献立、盛り付け、調理法の工夫を行う。特に、介護食は食べ易さのみでなく見た目も重視し、ゼリー状やムース状での提供も行う。

栄養ケアマネジメントを実施し個別の栄養ケアを行い、低栄養状態の予防・改善に食事形態の検討を行う。

療養食は、口腔機能や病状に合わせ医師の指示により提供し、行事食は季節に合った行事食を年間計画に沿って実施し提供する。

検食・保存食・備蓄食はその結果を給食委員会にて討議し、食事の改善に役立てる。
残菜調査、嗜好調査は委託会社と共同で実施し、個別の栄養相談も随時実施する。

⑤行事食予定

月日	行事名	備考
4月	御膳	昼食
5月5日	端午の節句	昼食
6月	梅雨のお楽しみランチ	昼食
7月7日	七夕	昼食
7月	土用の丑の日	昼食
8月	精進料理	昼食
8月	夏祭り	昼食
9月	敬老の日	昼食
10月8日	十五夜	昼食
10月	秋の行楽	昼食
10月31日	ハローウィン	おやつ
11月1日	開所記念	昼・おやつ
12月22日	冬至	昼食
12月25日	クリスマス	昼食
12月31日	年越しそば	夕食
1月1日	おせち料理	昼食
1月3日	三日正月	朝食
1月7日	七草がゆ	朝食
2月3日	節分	昼食
2月14日	バレンタインデー	おやつ
3月3日	ひな祭り	昼食

*毎月1回のお誕生日（昼食）を実施予定

(21) 職員研修年間計画

研修課題について OFF-JT（職場外）や OJT（職場内）を積極的に取り入れながら実施していく。研修課題は以下の通りとする。

- ①認知症への理解の不足に対する尊厳することの大切さ
- ②利用者とのコミュニケーション（傾聴）の不足と利用者個別性におけるケアや介護技術の再確認、利用者と向き合うこと知ることの意味を理解する
- ③記録に対する認識と理解不足に対するリスクマネジメントという観点からの記録の目的意味を理解する
- ④緊急事態に遭遇する場面に対する AED（心臓マッサージ）訓練と対応
- ⑤職員のためのストレスケアが十分でないことに対するメンタルヘルスの実施
- ⑥施設全体及び職員個々の資質に合わせた研修が行えていないことに対する研修

と職員それぞれに合った研修計画を作成し実施、評価していく

- ⑦職員一人ひとりが意識して介護保険制度の内容、介護サービスの仕組みを理解し自身のセッションの現状を把握し自ら意見を出して改善につなげるように支援する
- ⑧研修計画をもとに、生活ケア課長はライフケア部署職員への研修の振り分けを行い協力体制を取れるようにしていく
- ⑨外部研修に参加した職員は情報共有を図る目的のため、伝達する場を設けていく
- ⑩法人の垣根を越えた他施設との交流を実施していく

・年間研修計画予定表

研修計画については、内部での研修を優先に月1回実施の予定である。
外部研修については事業展開の中で検討する。

月度	研修項目と内容	学習目標	研修担当	対象者
4月	特養の役割と法令	特養の役割と法令	理事長	全職員
5月	事故防止における危険予測	予測すること	事故対策委員	全職員
6月	手洗い方法と食中毒	正しい手洗い	管理栄養士	全職員
7月	認知症の種類、病気対応①	症状の理解	生活ケア課長	生活ケア課員
8月	認知症の種類、病気対応②	具体的な対応	生活ケア課長	生活ケア課員
9月	高齢者虐待	身体拘束と虐待	施設長	全職員
10月	褥瘡予防基礎	メカニズムの理解	看護職員	生活ケア課員
11月	救急対応、非常災害時の対応	対応方法を学ぶ	防災責任者	全職員
12月	インフルエンザ、ノロウイルス	手指衛生重要性、 個人用防護具	看護職員	全職員
1月	事故分析方法	分析方法の理解	事故対策委員長	生活ケア課員
2月	身体拘束廃止に向けた対応	取組みと共通理解	施設長	生活ケア課員
3月	外部研修報告	外部研修の職員間 共有	外部研修参加者	生活支援部員

・行事予定

季節	行事名	行事内容
4月	お花見	お花見ツアー、秋草学園とのコラボ
5月	母の日 菖蒲湯	
6月	父の日	
7月	七夕	笹を飾る

8月	夏祭り	4月発足の夏祭り委員会で決定する
9月	敬老会	全館行事としての位置づけ
10月	ハローウィン	全館に飾りをして楽しむ
11月	開所記念	
12月	クリスマス ゆず湯	サンタが登場。プレゼントを配る。
1月	お正月（お屠蘇）	
2月	節分 バレンタイン	職員が鬼になって チョコレートを配る
3月	ひな祭り ホワイトデー	ひなあられ、甘酒

6. 目標稼働率

(1) 特養入所

定数 80 床に対して年間月平均一日当たり 78.5 人（入院入所者を除く）、稼働率 98%以上

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月平均利用者数（人）	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5
稼働率（%）	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均利用者数（人）	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5
稼働率（%）	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1

7. 施設各種会議及び各種委員会

運営規程及び管理者が定める会議・委員会は別紙「法人会議及び各種委員会」を参照願います。

ここでは、施設の委員会においては、利用者の処遇の向上に資するための給食委員会等を、また、利用者の安全を図るための感染症及び食中毒まん延防止委員会や事故発生防止対策委員会等を定期開催し、方針の周知、ニーズの把握、処遇の改善を図り、その具体策を検討協議することを目的として運営します。

さらに、職員相互の十分な意思の疎通を図り、共通認識にたった業務遂行の為に、施設運営各種会議に取り組む必要があります。

委員会名	日時	備考
入退所検討会議	随時	施設長
施設サービス計画に関する会議	月1回	介護支援専門員
入所者に提供する食事に関する会議	年4回	施設長
感染症及び食中毒まん延防止委員会	2か月1回	施設長
身体拘束廃止委員会	2か月1回	施設長
褥瘡対策委員会	2か月1回	看護職員
事故発生防止対策委員会	2か月1回	生活ケア課長(介護長)
給食委員会	月1回	管理栄養士
衛生委員会・ユニットリーダー会議	月1回	理事長

IX. 短期入所生活介護の運営（管理者大平係長）

短期入所生活介護事業は、平成28年11月開所以来介護職員の確保ができない状況から抑制していたが、平成30年10月から一部の職員が確保出来た為、20床の内10床から特養併設ショートステイをオープンした。平成31年2月には20床全てオープン出来る職員確保した為全てオープンしました。令和元年10月には20床満床になりました。

令和2年11月から管理者が青木弘樹より、係長の大平正也へ変更となりました。

1. 基本的な考え

特養入所待機のロングショート希望者を10名とその他の利用者で満床を継続出来るように、医療機関、居宅支援事業所への営業を行う。

2. 事業目標

特養併設20床及び空床利用

年間月平均一日当たり16.5人、稼働率82.5%以上

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月平均利用者数(人)	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5
稼働率(%)	82.5	82.5	82.5	82.5	82.5	82.5

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均利用者数(人)	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5
稼働率(%)	82.5	82.5	82.5	82.5	82.5	82.5

3. 事業内容

- (1) 居宅介護支援事業所のケアマネージャーの立てる介護計画に従い、介護家族の希望を取り入れながら、サービス提供を展開する。
- (2) 新規の利用希望者には、見学やサービスの説明をすると共に、訪問事前面談を行い、利用者や介護家族が、快く且つ有効にサービスを利用できるように調整する。
- (3) サービス提供に関しては、介護保険制度上の利用料や保険給付に関する制約や、施設サービスの機能や範囲の説明を行い、合意の上契約の締結を行う。
- (4) 利用者や介護家族、担当のケアマネージャーとの連絡やモニタリングを行い、利用に際しての希望や、利用者の様子など、必要な情報を整備し、ホームの各職員に伝達することで、的確なサービスが提供できるよう調整を行う。
- (5) 前回利用時の利用者の様子や出来事などの記録を確認し、サービスの問題点を是正しながら、サービスの構築に努める。
- (6) 併設の特別養護老人ホームと同様にサービス提供を行うが、主治医が嘱託医ではない利用者もいるので、希望を確認しながら提供を行う。
- (7) 外部からの来客も多い為、挨拶等の基本的な事など含めて、接遇等の指導をして行く。

以上